

530 研究成果発表規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、特定非営利活動法人最終処分場技術システム研究協会（以下、「NPO・LSA」という。）における研究活動の成果を外部に発表する場合の取り扱いを定めるものである。

(研究成果)

第2条 研究成果とは、NPO・LSAの研究成果、NPO活動の趣旨に合致したとして実施した共同研究の成果を指す。

第2章 発表の奨励及び発表手続き

(発表の奨励)

第3条 研究成果は原則として関連する学会や全国都市清掃会議等に発表することとする。特に、優れた研究内容に関しては発表を奨励することとする。

(発表手続き)

第4条 研究成果を学会等に発表しようとする会員は、発表原稿を投稿する前に、研究展開委員長に提出し了承を得なければならない。提出された発表原稿は、研究展開委員長が選任する者により内容を確認する。研究展開委員長は、必要に応じて理事長と協議して投稿の是非を判断する。

第5条 研究成果は、原則としてNPO・LSAのホームページで公表する。

(発表内容の責任)

第6条 発表論文の記述内容について、その責任は発表者が負うものとする。

第3章 発表のルール

(発表者)

第7条 発表者（講演者）は、関連するメンバーより選ばれた者とする。

(連名者)

第8条 執筆者の連名は各発表先の規程に従うが、貢献度を加味したうえ発表者を含め5名までを基本とし、残りはNPO・LSAの成果であることを示し謝辞とする。NPO・LSAの成果であることが明示されていれば、所属の記述にはこだわらないこととする。

(会員外との連名)

第9条 発表者は、NPO・LSAの研究成果をNPO・LSAのメンバー以外との連名で発表する場合は、事前に研究展開委員長の承認を得る。

(共同研究)

第10条 共同研究の発表は、共同研究規則の第11条による。

第4章 発表成果品の保管

(成果品)

第11条 発表者は、研究成果の発表論文等成果品を事務局に提出する。事務局は、その成果を保管し、会員の閲覧を妨げない。

(規則の改廃)

第12条 この規則の改廃は、研究展開委員会が起案し、理事会の議決による。

付 則

この規則は、平成15年4月10日より施行する。

改定履歴

平成 28 年 8 月 3 日改定

令和 2 年 4 月 17 日改定

2021 年 9 月 16 日改定

2024 年 5 月 15 日改定